

藤沢市 1 か月児健康診査助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、藤沢市 1 か月児健康診査実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 5 条に定める実施機関以外の医療機関等で 1 か月児健康診査（以下「健診」という。）を受けた児又は実施要綱第 8 条第 1 項に定める上限金額に満たない金額で健診を受けた児に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和 35 年藤沢市規則第 11 号）及びこの要綱に基づき、その受診費用の全部又は一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 実施要綱第 3 条に該当する児の保護者で、実施要綱第 4 条に規定する健診を受けた児の保護者及び市長が特別な事情があると認めた者とする。

(助成金の額)

第 3 条 助成金の額は、健診に要した費用のうち、実施要綱第 8 条に規定する市が負担すべき費用を限度とする。

(助成金の申請及び請求)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする者は、藤沢市 1 か月児健康診査助成金交付申請書兼請求書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添付して、対象となる児の出生日から 1 年以内に、市長に提出するものとする。

- (1) 健診の費用（保険適用外のものに限る。）を支払ったことを証する書類
- (2) 藤沢市 1 か月児健康診査費用補助券
- (3) 健診を受けたことが確認できる書類（母子健康手帳の写し等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等の通知)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、その結果、助成金の交付を決定する場合は、藤沢市 1 か月児健康診査助成金交付決定通知書（第 2 号様式）により申請した者に通知し、不交付を決定する場合は、藤沢市 1 か月児健康診査助成金不交付決定通知書（第 3 号様式）により申請した者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定した場合において、助成申請金額と交付決定額に差異が生じたときは藤沢市 1 か月児健康診査助成金交付決定通知書（第 2 号様式）にその理由を記さなければならない。

(助成金の交付)

第 6 条 市長は、前条の規定による交付決定をした場合は、交付決定日から起算して 30 日以内に、申請した者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより助成金を交付する。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けた者があるときは、その者に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 市長は、この要綱の施行状況について令和9年3月31日までに検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。